

令和4年度国民健康保険特定健康診査・特定保健指導勧奨業務委託 業務説明資料

本説明書に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務（設計）実施の条件となるものではありません。

1 件名 国民健康保険特定健康診査・特定保健指導勧奨業務委託

2 委託期間 契約締結日から令和5年3月31日まで

3 業務目的

横浜市国民健康保険では、被保険者の健康の保持・増進及び長期的な医療費の抑制のため、「国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）」及び「国民健康保険特定健康診査等実施計画」（以下「データヘルス計画」という。）を策定し保健事業を実施しており、その中でも特定健康診査受診率及び特定保健指導利用率の向上は重要な課題として位置づけられている。

本業務は、過去の受診歴・利用歴や健診データ、生活習慣病受診歴等を活用し、特定健診未受診者及び特定保健指導未利用者を対象に効果的かつ効率的な勧奨を実施することにより、特定健康診査受診率及び特定保健指導利用率を向上させることを目的として実施するものである。

4 勧奨対象者（延べ人数）

特定健康診査：約43万人

特定保健指導：約7千人

※令和4年度特定健診対象者：約53万人、特定保健指導対象者：1.2万人

上記目的に照らし、受託者が令和4年度特定健康診査・特定保健指導の対象者から抽出する。なお、抽出方法は事前に委託者の了解を得ること。

5 業務概要

(1) 事業計画書の作成

契約締結後速やかに事業計画を作成する。計画は企画提案した内容に基づくものとし、勧奨の実施時期、委託者からのデータ提供希望時期など詳細なスケジュールを記載すること。

(2) データ分析業務

ア データ提供及び加工業務

委託者は過去の特定健康診査の受診履歴・受診結果・特定保健指導の利用履歴・生活習慣病受診歴等のデータ一式を契約締結後、速やかに受託者へ引き渡す。受託者は引き渡したデータを整合し、データ分析が可能な状態にデータを加工する。

イ 分析データの作成・集計

受託者は分析データを区、受診歴、利用歴、健診データ、国保加入歴、生活習慣病受診歴等の指標から、委託者が別途指定する項目について集計・分析を行う。

ウ 分析データ・報告書の納品

受託者は作成した分析データ及び分析結果を記載した報告書を作成し、電子媒体等により委託者に納品する。

エ 勧奨対象者の特定業務

データ分析により、未受診者・未利用者の特性に合わせて分類を行い、勧奨する対象者を特定する。未受診者・未利用者の特性に合わせた分類は住所、受診歴、利用歴、健診データ、国保加入歴、生活習慣病受診歴等から行う。

(3) 特定健康診査受診勧奨業務

データ分析をもとに次のように効率的かつ効果的な受診勧奨を実施する。

ア 対象者（勧奨者）

健診受診対象者のうち、5(2)データ分析業務によって介入効果が高いと期待される者

イ 対象人数

約43万人

3の目的に照らし、受託者が令和4年度特定健康診査の対象者から抽出する。なお、抽出方法は事前に委託者の了解を得ること。

ウ 実施時期（予定）

令和4年7月、10月、令和5年1月

エ 通知物の内容

(ア) 行動科学等の知見をもとに対象者の特性に応じ内容を変えるなど、効果的な通知内容とすること。

(イ) 対象者には入院中の者や定期的に通院し特定健診と同等の検査を受けている者も多いため、受け取った者が不快に感じることのない通知内容とすること。

(ウ) 通知物の種類は6種類以上とすること。

オ 通知方法等

はがきやSMS等、対象者の特性を踏まえ、委託者と協議の上、決定すること。

(ア) はがき等

a 圧着形式のはがきまたはリーフレット、単版はがき形式等での通知物の印刷作成業務は受託者が行う。

b 通知の印刷・送付については、送付先の誤り等がないよう個人情報保護について適切な処置を行うこと。

c 各区分の対象者リストを作成し、委託者に提出すること。

(イ) SMS

a SMSの発送に関する手続き等の業務は受託者が行う。

b SMSの送付先の誤り等がないよう個人情報保護について適切な処置を行うこと。

c 各区分の対象者リストを作成し、委託者に提出すること。

カ 通知物の宛名印字等

(ア) 宛名印字については委託者が提供する最新の宛名情報をもとに印刷する。

(イ) SMS については、電話番号が解約等で使用されていないかどうかの確認を全ての電話番号に対して実施する。また、同じ電話番号に勧奨文を複数回送付する場合、1回目の送付結果が未到達であった電話番号は2回目以降除外し、除外した者の一部について、はがき等による勧奨対象者に変更する。

キ 通知物の校正

特性に応じた対象者への通知内容について、事前に委託者の了解を得ること。また、作成前に校正の確認を行い、委託者の要望による修正を実施するが、その回数は3回程度とする。

ク 勧奨対象者の最終決定

委託者が提供する未受診者情報（健診受診者や資格喪失者等は除外、宛名情報も更新済み）をもとに、最終的な勧奨対象者に発送を行う。未受診者情報は、発送日の3週間前を目安に送付する。受託者は勧奨対象者を委託者に提示し、委託者は受託者に除外者を報告する。原則、それ以降の対象者除外は行わない。本件について、必要に応じて別途協議の上決定する。

ケ はがき等の差し出し・梱包方法等

(ア) はがき等は別途指定する最小限の費用で実施できる方法で並び替え・梱包し、指定の郵便局まで納品する。なお、梱包に際しては、郵便局と協議の上、委託者が指定する形態で受託者が行うこと。

(イ) 送付先の誤り等がないよう個人情報保護について適切な処置がされた方法のうち、最小限の費用で実施できる方法を選定すること。

(ウ) 区別・郵便番号別にプリント件数を集計し、処理件数表を作成し委託者に発送日より前に報告すること。

(エ) 送付物ごとの対象者リストを報告すること。

(オ) 通知物の発送に伴う郵便料金については、契約金額に含めないものとする。

コ サンプル品納品

通知物のサンプルに関して、受託者は通知物発送後速やかに、委託者に対して各100部のサンプル納品を行う。

(4) 特定保健指導利用勧奨業務

データ分析をもとに次のように効率的かつ効果的な利用勧奨を実施する。

ア 対象者（勧奨者）

特定保健指導対象者

イ 対象人数

約7千人

原則、利用券を送付する特定保健指導対象者全員を対象とする。ただし、除外対象者は除き、効果検証のため一部未勧奨群を設定する。

ウ 実施時期（予定）

令和4年9月から令和5年3月まで

エ 通知物の内容

(ア) 利用券発送時の通知内容をふまえ、行動科学等の知見をもとに対象者の特性に応じ内容を変えるなど、より効果的な通知内容とすること。

(イ) 対象者には自ら健康管理を行っている者も多いため、受け取った者が不快に感じることのない通知内容とすること。

(ウ) 通知物の種類は、保健指導レベル（動機付け支援または積極的支援）及び生活習慣病の受診有無によるセグメント分けを含むはがき等4種類以上、並びに保健指導レベルによるセグメント分けを含むSMS2種類以上とすること。

オ 通知方法等

はがきやSMS等、対象者の特性を踏まえ、委託者と協議の上、決定すること。

(ア) はがき等

a 圧着形式のはがきまたはリーフレット、単版はがき形式等での通知物の印刷作成業務は受託者が行う。

b 通知の印刷・送付については、送付先の誤り等がないよう個人情報保護について適切な処置を行うこと。

c 各区分の対象者リストを作成し、委託者に提出すること。

d 令和4年9月から令和5年2月まで毎月提供する特定保健指導対象者情報に基づき、対象者情報を提供した翌月末までに1回以上（年度内6回以上）発送すること。

(イ) SMS

a SMSの発送に関する手続き等の業務は受託者が行う。

b SMSの送付先の誤り等がないよう個人情報保護について適切な処置を行うこと。

c SMSの送付対象者は、単身世帯のみとすること。

d 各区分の対象者リストを作成し、委託者に提出すること。

e 令和4年9月から令和5年2月まで毎月提供する特定保健指導対象者情報に基づき、対象者情報を提供した翌月末までに1回以上発送すること。なお、単身世帯の条件を満たす特定保健指導対象者がいない場合は、この限りではない。

カ 通知物の宛名印字等

(ア) 宛名印字については委託者が提供する最新の宛名情報をもとに印刷する。

(イ) SMSについては、電話番号が解約等で使用されていないかどうかの確認を全ての電話番号に対して実施する。また、(3)のSMS1回目送付結果が未到達であった電話番号は除外する。

キ 通知物の校正

特性に応じた対象者への通知内容について、事前に委託者の了解を得ること。また、作成前に校正の確認を行い、委託者の要望による修正を実施するが、その回数は3回程度とする。

ク 勧奨対象者の最終決定

各月中旬に委託者が提供する特定保健指導対象者情報をもとに、各月下旬に提供する除外対象者を除き、最終的な勧奨対象者に発送を行う。受託者が最終的な勧奨対象者リストを委託者に提示した後は、原則それ以降の対象者除外は行わない。本件について、必要に応じて別途協議の上決定する。

ケ はがき等の差し出し・梱包方法等

- (ア) はがき等は別途指定する最小限の費用で実施できる方法で並び替え・梱包し、指定の郵便局まで納品する。なお、梱包に際しては、郵便局と協議の上、委託者が指定する形態で受託者が行うこと。
- (イ) 送付先の誤り等がないよう個人情報保護について適切な処置がされた方法のうち、最小限の費用で実施できる方法を選定すること。
- (ウ) 区別・郵便番号別にプリント件数を集計し、処理件数表を作成し委託者に発送日より前に報告すること。
- (エ) 送付物ごとの対象者リストを報告すること。
- (オ) 通知物の発送に伴う郵便料金については、契約金額に含めないものとする。

コ サンプル品納品

通知物のサンプルに関して、受託者は通知物完成後速やかに、委託者に対して各100部のサンプル納品を行う。

(5) 勧奨結果の分析・報告

受託者は、勧奨結果の分析データ及び分析結果を記載した報告書を令和5年3月末までに委託者に報告する。報告書に記載する結果は、勧奨における介入研究等で論文を公表している研究者（公衆衛生修士・博士）による示唆を踏まえたものとする。

ア 令和4年度の健診受診結果・保健指導利用結果（抽出時点）から4年度の勧奨実施分の効果検証を行い、報告書にまとめ、委託者へ報告する。

イ 受託者は勧奨事業実施による受診率の変化等（全体受診率・生活習慣病受診歴有対象者受診率・生活習慣病受診歴無対象者受診率の年間および月別の集計を含む）及び利用率の変化等（全体利用率・過去保健指導経験者利用率・過去保健指導未経験者利用率の年間および月別の集計を含む）について報告書を作成し、委託者に報告する。

ウ 前項の効果検証を基に、令和5年度以降に実施すべき勧奨業務の有効な施策について、委託者に提案を行う。

(6) 先進事例の調査及び勧奨方法の提案

受託者は、上記(1)から(4)の実施にあたって、他自治体等の先進事例等を調査し、委託者に報告し、横浜市の状況にあった効果的かつ効率的な勧奨方法等について、提案及び協議する。また、提案した勧奨方法の実践について委託者に協力する。

6 貸与予定データ

貸与可能なデータは次のとおりとする。

なお、次に定めるもの以外で希望するデータがある場合は、別途協議の上、貸与の可否を決定する。

- (1) 受診券発行者リスト
- (2) 利用券発行者リスト
- (3) 未受診者リスト（処理時点）
- (4) 特定健診データ管理システム関係データ
- (5) KDB 関連データ

7 経費支出

- (1) 支払期限

委託した業務内容が履行され、検査に合格後、適正な請求書を受理した日から起算して30日以内に支払う。

- (2) 事業実施経費に不足が生じた場合、委託者は受託者に対し、不足分を補てんしないものとし、受託者が負担するものとする。
- (3) データの受け渡し、データの加工等に必要な機器等の準備、運搬等にかかる費用については受託者の負担とする。

8 個人情報保護

- (1) 受託者はプライバシーマーク又はISO27001/ISMSを保有していること。
- (2) この契約による個人情報の取扱いについては、横浜市個人情報保護条例、別記「個人情報取扱特記事項」及び「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (3) 委託者が受託者に受け渡す電子媒体については、作業完了後速やかに返却すること。
- (4) 個人情報を電子媒体にて運搬・保管・管理する場合においては、施錠や入退室管理の可能な保管庫に格納する等、必要な措置を講じること。
- (5) 個人情報に関して事故が発生した場合を想定し、事後の被害が拡大しないよう、すみやかに対応できる体制を事前に確立しておくこと。受託者による情報の漏えい等法令に抵触する行為により、委託者及び被保険者等に対し損害を発生させた場合は、受託者が賠償を行うこととする。また、個人情報漏えい賠償保険等に加入すること。その他、常に賠償に備えた体制が整備されていること。
- (6) その他、個人情報の取扱いについて委託者が求めた場合は対応すること。

9 情報セキュリティ対策

受託者は本契約業務の実施にあたって、条例、規則、関係法令及び別記「個人情報取扱特記事項」、「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を十分に遵守するとともに、この契約の履行により知り得た委託業務の内容を一切第三者に漏らしてはならない。

10 再委託の禁止

本業務の全部または一部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、一部でかつ、主要な部分を除き、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

11 成果品の利用及び著作権

- (1) 本業務の成果物に関する著作権は受託者に帰属する。成果物とは、受託者が作成した勧奨通知等の資材（印刷物）のことを指し、記載された文言、デザインを含むものとする。
- (2) 委託者は本事業に関連する広報・報告等の目的で当該成果物を使用する場合、受託者の事前承認なしで、無償で使用することができる。
- (3) 委託者は当該成果物の改変を行う場合は、事前に受託者の承諾を得なければならない。
- (4) 受託者は、成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果品に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。
- (5) 分析結果及び勧奨結果に関する報告書の公表を行うことを希望する者は、事前に公表の内容を他の当事者に通知しなければならない。結果の公表にあたっては、報告書・論文の共著者等へ名前を連ねる等、他の当事者の関与がわかるようにすること。

12 その他

(1) 従事者

本業務に従事する者は、特定健康診査、特定保健指導の制度や横浜市の実施方法、横浜市データヘルス計画を十分に理解したものでなければならない。

(2) 実施状況等の照会

委託者が本業務の実施状況等を照会し、調査又は報告を求めた場合は、速やかに対応すること。

(3) 協議録の作成

本業務に係る案件について、協議や打合せを実施した際は、速やかに議事録を作成し、委託者へ提出すること。

(4) 本仕様書に定めのない事項

本仕様書に定めのない事項については、別途協議し決定する。